

## 第3次射水市総合計画審議会部会運営要綱

(目的)

第1条 射水市総合計画審議会条例（平成17年11月1日射水市条例第17号）第6条の規定により設置される部会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(部会の名称)

第2条 第3次射水市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に次の3部会を置く。

- (1) 未来創造部会
- (2) 安全安心部会
- (3) 活力元気部会

(会議)

第3条 部会は、部会長が招集する。

2 部会に副部会長1人を置き、部会長が指名する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

5 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。

6 部会長は、審議を進める上で必要と認めるときは、委員以外の者を部会に参加させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第4条 部会の事務局は、企画管理部政策推進課に置く。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。